

	Q	A
税制上の特例の適用の可否		
	<p>① 税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除について、いつの時点の投資から対象となるのか。</p>	<p>復興推進計画が認定され、当該計画を作成した認定地方公共団体から指定を受けた事業者が、同計画に定められた特定復興産業集積区域内で対象となる減価償却資産を取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却・税額控除が適用される。</p> <p>なお、復興事業の進捗状況等を踏まえ、事業者が計画認定後に着工することとなるよう、復興推進計画の早期作成・変更に努めること。</p>
	<p>② 税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除について、法の施行前であるが平成23年3月11日以降に減価償却資産を事業の用に供した場合も適用されるか。</p>	<p>税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除は、法の規定により、法の施行以前に減価償却資産が事業の用に供された場合は適用されない。これは、企業の新規投資を促進するという政策目的のための税制であるという考え方に基づくものである。</p>
	<p>③ 中古で取得した減価償却資産は、投資に係る特別償却・税額控除の対象となるのか。</p>	<p>震災特例法第10条第1項、第17条の2第1項又は第25条の2第1項で「製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」と規定されていることから、対象とならない。</p>
	<p>④ 所有権移転外リースにより取得した減価償却資産は、投資に係る特別償却・税額控除の対象となるのか。</p>	<p>所有権移転外リースにより取得した減価償却資産は、投資に係る税額控除の対象となるが、震災特例法第10条第6項、第17条の2第5項又は第25条の2第5項の規定により、特別償却の対象とはならない。</p>
	<p>⑤ 法第38条の被災者雇用の税額控除について、雇用人数の基準はあるのか。</p>	<p>法第38条の被災雇用者等を雇用した場合の税額控除については、雇用人数に係る要件は設定されていない。</p>
	<p>⑥ 法第38条について、税制の特例を受けるためには、新規雇用をしなければならぬのか。</p>	<p>法第38条の場合、（震災特例法に規定する）被災雇用者等を雇用している場合に課税の特例を受けることができ、新規雇用を行う場合に限定されていない。</p>
	<p>⑦ 法第38条について、「雇用」の形態については、正社員、パートなどの区別はないか。</p>	<p>雇用の形態については、特段の要件を定めていない。</p>

	Q	A
税制上の特例の適用の可否（続き）		
	<p>⑧ 法第38条について、どの期間に被災雇用者等に対して支払った給与が、特例の対象となるのか。</p>	<p>指定の日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「適用期間」という。）に支払われた給与等の額が対象となる。</p> <p>したがって、事業年度の中途から適用期間が開始する（事業年度の中途に指定を受ける）又は事業年度の中途に適用期間が終了する（指定の日以後5年を経過する日が事業年度の中途である）事業年度については、適用期間に支払われた給与等の額に限られる。</p>
	<p>⑨ 法第38条について、被災雇用者等に対して支払った給与の原資に補助金が含まれている場合、特例の対象となるのか。</p>	<p>控除額の算定の基礎となる給与等支給額は、「支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損益の額に算入されるもの」から「他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額」を控除した金額とされている。</p> <p>例えば、次に掲げる金額は後者に当たることから、給与等支給額に含まれない。</p> <p>（1）雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</p> <p>（2）法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</p>
	<p>⑩ 法第38条について、実際に被災雇用者等を雇用する前に指定を受けることはできるのか。（例：雇用開始時期が令和4年4月1日以降で、同年3月31日までの指定を希望する場合）</p>	<p>指定の時点において、「指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」等、法施行規則第11条に定める要件を満たす事業者であれば、被災雇用者等の雇用が令和4年4月1日以降であっても、法第38条の指定を受けることができる。</p> <p>ただし、特例の対象となる給与等は、適用期間に支払われたものに限られる。</p> <p>（4⑧を参照）</p>

	Q	A
税制上の特例の適用の可否（続き）		
	<p>⑪ 指定事業者等が、年度ごとに適用する課税の特例を変更することは可能か。</p>	<p>可能である。 ただし、適用する全ての税制上の特例について、指定事業者（法人）事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）の作成を行い、指定事業者として指定を受ける必要がある。また、特例の適用を受ける事業年度であるか否かにかかわらず、指定を受けている全ての特例について、事業年度終了後1か月以内に復興推進事業実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）を提出しなければならない。 なお、当該年度に適用を受けない特例に係る指定について、その点のみを理由として、指定の取下げや指定の有効期間の短縮をする必要はないが、法施行規則に定められた実施状況報告書の提出等は行うこととなることに留意する必要がある。</p>
	<p>⑫ 法施行規則第17条第1項第10号口の要件は、区域外事業所を複数有する場合は、個々の区域外事業所の従業員数が当該要件を満たせばよいのか、有する全ての区域外事業所の合計の従業員数が当該要件を満たす必要があるのか。</p>	<p>有する全ての区域外事業所の合計の従業員数が当該要件を満たす必要がある。</p>

	Q	A
税制上の特例の適用の可否（続き）		
	<p>⑬ 「主たる業務」（法施行規則第17条第1項第10号イ）とは、具体的にどういったものか。</p>	<p>基本方針にあるとおり、その法人が実施する復興推進事業に係る業務であって、当該復興推進事業の内容である業務を示す日本標準産業分類の分類に応じ、当該分類の定義として日本標準産業分類において記載されている内容を実施する業務を指す。</p> <p>具体的には、例えば、日本標準産業分類における「0923水産練製品製造業」は、「主としてかまぼこ、焼ちくわ、揚げかまぼこなどの水産練製品及び魚介類（鯨を含む）を原料として魚肉ハム・ソーセージを製造する事業所をいう。」と定義されているが、この場合、まさに水産練製品や魚肉ハム・ソーセージの製造を行う業務が「主たる業務」である。一方、消費者の購買動向に関する調査を行う業務や、製造した水産練製品や魚肉ハム・ソーセージの卸売業、小売業への営業を行う業務は、水産練製品製造業の「主たる業務」には当たらない。</p> <p>この場合、自ら製造したものではなく他社の製造した水産練製品や魚肉ハム・ソーセージの卸売業、小売業への営業を行う業務などの、指定法人が実施する復興推進事業とは何ら関係の認められない業種に係る業務を実施している場合には、当該法人は、復興推進事業以外の事業を実施しているものとされ、法施行規則第17条第1項第1号の「復興推進事業のみを実施する法人」であることの要件を欠くものと認められるので、留意が必要である。</p>
	<p>⑭ 法施行規則第17条第1項第3号の金額には消費税が含まれるのか。</p>	<p>その法人が税込経理方式を採用していれば消費税を含めた額を取得価額とし、税抜経理方式を採用していれば消費税を除いた額を取得価額とする。</p>

	Q	A
税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き		
(1) 総論	① 事業者が指定の申請をしたが指定を受けられなかった場合、再申請をしてもいいか。	指定要件を満たさなかった事業者が、後に指定要件を満たすようになったときには、再申請を行うことが可能である。
	② 既に指定を受けた事業者が、当該指定の有効期間が終了した後、同一の特例について再度指定を受けることは可能か。	同一の事業者が、同一の市町村の区域内で行う復興推進事業について、同一の復興推進計画に基づき、同一の特例に係る指定を再度受けることは、認められない。(※) なお、指定を受けた後であっても、法施行規則に規定された範囲内で、指定の有効期間を変更することができる。 (※) 令和3年4月1日前に5(3)①の旧計画に基づき指定を受けた事業者が、当該指定の有効期間が終了した後、当該指定に係る事業と同一内容の事業について、5(3)①の新計画に基づき指定を受け、再度同一の特例を適用することは認められない。指定の手続き上、旧計画と新計画は同一の計画として取り扱うこととしており、このことは5(3)⑤の有効期間の考え方においても同様である。
	③ 指定の有効期間は、どのように定めればよいか。例えば、ある特定の事業年度には課税の特例を受ける予定があるが、当該事業年度の次の事業年度以降については、復興推進事業は継続するものの課税の特例を受けるかどうか未定である場合はどうか。	指定の有効期間は、指定に係る事業実施計画期間を踏まえて付することとしており、当該期間内において税制上の特例を受けることができる。 したがって、復興推進事業が継続し、課税の特例を受ける可能性がある期間については、指定の有効期間とすることが望ましい。 なお、指定を受けた後であっても、法施行規則に規定された範囲内で、指定の有効期間を変更することができる。
	④ 認定地方公共団体が法人等の指定や実施状況報告書の認定を行うにあたって、復興庁等への協議は必要か。	認定地方公共団体が指定や認定を行うに際し、協議などの国の事前の関与はない。
	⑤ 認定地方公共団体による指定や実施状況報告書の認定に対し、国は全く関与しないのか。	国は、認定地方公共団体に対して、認定復興推進計画の実施状況について報告を求めたり(法第7条第1項)、認定復興推進計画の適正な実施のために必要な措置を講ずることを求めることができる(法第8条第1項)。これらの対象には、認定地方公共団体の指定や実施状況報告書の認定も含まれる。

	Q	A
税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き（続き）		
(1) 総論	<p>⑥ 指定の申請はどの認定地方公共団体に行えばよいのか。</p>	<p>事業を実施する場所（事業所等が立地する場所）を含む特定復興産業集積区域がその区域の一部である認定地方公共団体に対して行う。</p> <p>【法第37条の特例に係る指定申請の場合】 個人事業者又は法人が施設又は設備を新增設して事業の用に供する特定復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行う。</p> <p>【法第38条の特例に係る指定申請の場合】 個人事業者又は法人が被災雇用者等を雇用している又は雇用しようとする事業所等が所在する特定復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行う。</p> <p>【法第39条の特例に係る指定申請の場合】 個人事業者又は法人が開発研究用の資産の取得等をして開発研究の用に供する特定復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行う。</p> <p>【法第40条の特例に係る指定申請の場合】 新規立地促進税制の適用を受けようとする法人の本店が所在する特定復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行う。</p>
	<p>⑦ 複数の市町村の区域にまたがっている特定復興産業集積区域に関して指定の申請をする場合、指定の申請先はどうなるのか。</p>	<p>複数の市町村の区域にまたがっている特定復興産業集積区域に関して指定の申請を行う場合は、事業者が事業を実施する場所を所管する市町村に対してそれぞれ申請を行うこととなる。</p>
	<p>⑧ 県及び市町村が共同で作成した認定復興推進計画に関して、指定の申請をする場合、指定の申請先はどうなるのか。</p>	<p>予め申請先として定められた認定地方公共団体に対して申請を行う。申請先が定められていない場合、県又は市町村のどちらでも構わないが、指定の申請をする事業者の混乱を避けるため、あらかじめ県と市町村で調整を行い、指定の申請先を決めておくことが望ましい。</p>

	Q	A
税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き（続き）		
(1) 総論	⑨ すぐに適用されない特例に関しても指定の申請をしてよいのか。	指定の申請は、事業者の判断で行うことができる。
	⑩ 特例ごとに指定を受けなければならないのか。	特例の対象となる事業者の活動内容が異なることや、特例によっては他の特例と指定の要件が異なることから、指定は受けようとする特例ごとに受けていただく必要がある。
	⑪ 複数の特例に係る指定の申請をまとめて行うことは可能か。	複数の特例に係る指定の申請を同時に行うことは可能であるが、それぞれの特例ごとに、別記様式が定められており、記載する内容や添付書類も異なるため、それらの必要書類を省略することはできない。ただし、共通の添付書類がある場合に、全てを原本にせず、原本が一部あれば、残りを写して代用することは認められる。
	⑫ 事業者は、複数の業務を行っていることが想定されるところ、指定申請書及び事業実施計画書に記載する「実施する復興推進事業」については、主業、従業の関係はないものと考えてよいのか。	指定事業者事業実施計画書における「実施する復興推進事業」については、主業であるか従業であるかは問わない。
	⑬ 法第37条から法第40条の国税の特例に関して、複数の市町村に事業所を持っている事業者が特例を受けるに当たり、それぞれの事業所ごとに、適用する特例を変えて指定を受けることは可能か。	指定は特例ごとに受けることとされており、事業所ごとに、適用する特例を変えて指定を受けることは可能。 ただし、課税の特例は事業所ごとではなく、事業者が適用を受けるものであることから、一の事業年度において選択適用とされている法第37条、第38条及び第40条に係る課税の特例については、事業者単位で選択することとなり、事業所ごとに異なる特例を選択することはできない。
	⑭ 日本標準産業分類が改定され、平成26年4月1日から第13回改定による分類が適用されるが、指定において、どのような影響が生じるのか。	指定の手続においては、関係する認定復興推進計画に用いられている日本標準産業分類の分類と同じ分類を用いる必要がある。 したがって、仮に、認定復興推進計画において、新しい分類を用いていれば、指定手続はこれに従う必要がある。
	⑮ 新規立地促進税制に関する法施行規則の平成26年度改正前に指定を受けた法人や、区域外事業所を設置する予定のない法人については、提出する事業実施計画書や実施状況報告書は従前のものでよいのか。	区域外事業所を有しない又は有する見込みのない法人についても、区域外事業所がないことを確認する必要があるため、今後、法施行規則の規定に基づく事業実施計画書や実施状況報告書の提出の際に、平成26年度改正後の様式によって提出することが必要である。 なお、区域外事業所を有しない法人については、平成26年度改正後の様式のうち一部の項目への記載は要しないこととされている。

	Q	A
税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き（続き）		
(2) 各論	<p>① 法施行規則第8条第1項第5号口の「内閣総理大臣が定める基準」とは何か。</p>	<p>「東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項第5号口の内閣総理大臣が定める基準」（平成28年復興庁告示第27号）のとおり。</p> <p>なお、当該告示の「次に掲げる基準に適合する東日本大震災からの復興に資する計画として内閣総理大臣が認めた計画」とは、東日本大震災被災地域におけるまちなか再生計画に関する通知について（平成26年3月20日付け復本第379号内閣総理大臣通知）の規定に基づき認定されたまちなか再生計画である。</p>
	<p>② 法第39条の適用を受けることを想定しているが、確定申告段階で認められない場合に備えて法第37条の指定も受けておきたい。</p> <p>このような場合、法第37条及び第39条の指定申請を行うに際し、双方の事業実施計画書に同一資産を記載して指定を受けることは可能か。</p>	<p>法第37条及び第39条それぞれの指定要件に該当すれば、同一資産を双方の指定事業者実施計画書に記載して法第37条及び第39条の指定を受けることは可能である。</p> <p>しかしながら、同一の資産について法第37条及び第39条双方の課税の特例を二重に適用することはできないので、その点を注意していただきたい。</p>
	<p>③ 平成28年4月1日以降に法第40条の指定を受ける法人について、指定を受ける事業年度における投資額が3千万円未満であっても指定を受けられるのはどのような場合か。</p>	<p>指定を受ける事業年度から3事業年度以内の投資額の累計が5千万円以上となる見込みの場合、指定を受けることができる。その際、投資額の累計が5千万円に到達した事業年度から再投資等準備金を積み立てることが可能となる。（ただし、再投資等準備金を積み立てられるのは、指定を受けた日から5年を経過した日を含む事業年度までの間に限る。）</p>

	Q	A
税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き		
(1) 総論	① 指定事業者等が実施状況報告書を提出するタイミングはいつか。	指定事業者等は、当該指定事業者の事業年度終了後1か月以内に認定地方公共団体へ提出し、報告することが必要である。 (例) 法人の場合：事業年度末が3月31日の会社であれば、4月末日が提出期限。 個人事業者の場合：課税期間は暦年(1月から12月)であるため、1月末日が提出期限。
	② 復興特区税制を活用しない事業年度がある場合、当該事業年度終了後に実施状況報告書を提出しなくてもよいか。	指定事業者等は、復興特区税制を活用する事業年度であるか否かにかかわらず、事業年度終了後1か月以内に実施状況報告書を提出しなければならない。
	③ 設備投資や被災雇用者等の雇用等が認められない事業年度の実施状況報告について、認定しない旨の通知を行うのか。また、指定を取り消さなければならないか。	設備投資や被災雇用者等の雇用等が認められない事業年度における実施状況報告であっても、事業実施計画に沿って復興推進事業を適切に実施していると認められるときは、認定書を交付するものとする。 また、指定に係る復興推進事業の実施が見込まれなくなるなど、指定事業者等の要件を欠くに至ったときは当該指定を取り消すこととなるが、特定の事業年度に設備投資や被災雇用者等の雇用等が認められないことのみをもって、当該要件を欠くと認めることは妥当でない。
	④ 事業実施計画書の変更があった場合はどうすればよいのか。	指定事業者は、申請書に係る記載事項や指定事業者事業実施計画書の内容に変更があった場合は、遅滞なくその旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。
	⑤ 変更の届出が不要となる場合はあるのか。	申請書に係る記載事項や事業実施計画書の内容の変更が軽微であれば、届出は不要であり、その内容で実施状況報告書を作成・提出すればよい。 (軽微な変更の例：設備投資の内容の変更を伴わないものであり、かつ、同一事業年度内に取得した設備の事業の用に供した年月日の相違又は取得予定していた設備の取得価額の相違。) なお、軽微な変更か否かの判断が難しい場合は、指定を行った認定地方公共団体又は復興局・支所若しくは復興庁へ問い合わせ願いたい。

	Q	A
税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き（続き）		
(1) 総論	<p>⑥ 認定地方公共団体は、指定事業者の指定に係る申請に対し指定しない場合、指定事業者の指定を取り消した場合又は指定事業者から提出された実施状況報告書に対し認定しない場合において、行政不服審査法に基づく教示を行う必要があるのか。</p>	<p>行政不服審査法第82条に基づく教示については、認定地方公共団体において別途行うこと。その際、別記様式の余白に教示を記載することを妨げるものではない。</p> <p>【記載例】 なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〇〇県知事（又は〇〇市長など）に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。 また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6か月以内に県（又は市町村）を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>
	<p>⑦ 指定事業者等から変更の届出があり、指定書に記載された事項に変更がある場合の、指定書の取扱如何。</p>	<p>指定事業者等に交付している指定書に記載された事項のうち、指定事業者等の名称や指定要件に関する内容等の重要と認められる事項に変更がある場合は、既に交付している指定書の返還を受けたうえで、変更後の事項が記載された指定書を指定事業者等に対し交付するのが望ましい。</p> <p>この場合、当初の指定書に記載された文書日付や指定申請日付などは、変更せず記載したうえで、変更後の事項が記載された指定書を交付する日付を明記することが必要である。</p> <p>なお、指定の有効期間については、記載事項の変更に伴い指定の有効期間の変更が生じる場合でない限り変更しないこととし、指定の有効期間の変更が生じる場合には、当初の指定日を始期として法施行規則に規定された範囲内で変更すること。</p> <p>重要と認められる事項の判断や、変更後の指定書の作成の仕方等で不明な点がある場合は、復興局・支所若しくは復興庁へ問い合わせ願いたい。</p>

	Q	A
<p>税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き（続き）</p>		
<p>(1) 総論</p>	<p>⑧ 指定の取下げとは何か。また、どのような場合に指定の取下げをする必要があるのか。</p>	<p>指定事業者等は、申請に係る書類の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出ることとされているところ、指定の取下げとは、この変更の届出の態様の一つと考えられる。</p> <p>指定の取下げを認定地方公共団体が認めることにより、指定の有効期間を短縮し、指定の効力が終了することとなる。</p> <p>指定の取下げは、特例の対象となる設備投資を全く行わず、事業実施計画書に記載した復興推進事業を行わないことになる場合など指定事業者等の要件を欠くことが明らかであるときになされることを想定している。</p> <p>したがって、実際に特例の適用を受けないことのみをもって、指定の取下げをする必要はない。</p> <p>なお、指定の取下げをした事業者に対し、特段の事情がない限り、再度指定を行っても産業集積の形成及び活性化を図ることにつながるとは考えられず、このことは指定の要件の一つである「事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。」に該当しないため、指定の取下げをした当該事業者を再度指定することはできない。</p> <p>指定の取下げに係る書面の様式は規定されていないが、記載事項の変更と同様に、変更後の記載事項（有効期間等）を記載した指定書を、当初の指定書と差し替えて交付することが望ましい。</p>
<p>(2) 各論</p>	<p>① 建築物整備事業に関し、震災特例法施行規則第3条の2第2項、第6条の2第2項又は第9条の2の書類とは何か。</p> <p>② 法第40条第1項の指定法人から変更の届出があり、新たに区域外事業所を有することとなった場合など、該当する指定要件に変更がある場合の指定書の取扱如何。</p>	<p>法施行規則第9条第2項の規定に基づき、認定地方公共団体が当該建築物整備事業を適切に実施していると認定したことを証する書面（当該認定の概要を記載した書面）「別記様式第2の2」を交付することとしている。</p> <p>なお、指定事業者は確定申告の際、同条第1項の規定に基づき実施状況報告の際に提出した実施状況報告書「別記様式第2の1」の写しを「別記様式第2の2」に添付いただきたい。</p> <p>変更により、該当する指定要件に変更がある場合は、既に交付している指定書の返還を受けたうえで、変更後に該当する指定要件が列記された指定書を指定法人に対し交付するのが望ましい。</p>

	Q	A
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置		
	① どのような措置なのか。	令和3年4月1日以後に復興特区税制の対象外となる区域において、同日前に認定地方公共団体の指定を受けた事業者が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置（以下「新型コロナウイルス感染症等」という。）の影響により同日前に対象資産の取得等をして対象事業の用に供することができなかった場合でも、同日から令和6年3月31日までの間にその対象資産の取得等をして対象事業の用に供したときは、従前どおり、特例措置を適用できることとするもの。
	② 復興特区税制全てについて適用されるのか。	法第37条及び法第39条に基づく特例措置が適用対象となる。
	③ どのような要件を満たせばよいのか。	以下5つの要件を満たすことが必要である。 (1) 令和3年3月31日までに事業者の指定を受けていること (2) 本来であれば令和3年3月31日までに対象資産を事業の用に供する予定であったこと (3) 新型コロナウイルス感染症等の直接的な影響により、対象資産を事業の用に供することができなかったこと (4) 令和6年3月31日までに対象資産を事業の用に供すること (5) その他の復興特区税制の適用要件を満たしていること
	④ 7③(3)の「新型コロナウイルス感染症等の直接的な影響により、対象資産を事業の用に供することができなかったこと」とは具体的にどのような場合なのか。	例えば、以下のような場合が該当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外から部材が届かない等、設備機器等の納入の遅れにより工事が進まない場合 ・ 海外から技術者が入国できない等、出入国制限及び渡航制限等により工事が遅れる場合 ・ 同感染症のまん延により従業員が出勤できない等、会社そのものの営業ができない場合 <p>なお、景気の先行きが不透明であるなど、一般的な景況判断から設備投資を控えるようなケースは対象とならない。</p>

	Q	A
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置（続き）		
	<p>⑤ 令和3年4月1日以降は受けられないはずの復興特区税制の適用を、要件を満たすことにより令和3年4月1日以後も受けられるということか。</p>	<p>7③の要件を満たしていれば、令和3年4月1日以後に事業の用に供した資産について復興特区税制の適用を受けることができる。この場合には、特別償却割合や税額控除割合については、改正前の特別償却割合や税額控除割合が適用される。</p>
	<p>⑥ 適用を受けようとする場合、どのような手続きが必要なのか。</p>	<p>以下の3つの手続きを経る必要がある。（様式の記載例については、復興庁ウェブサイト※にてダウンロード可能。 ※ https://www.reconstruction.go.jp/topics/000523.html</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業実施計画書の変更を認定地方公共団体に届け出る。その際、変更の内容が分かる書類として、7③(2)及び(3)の要件を満たしていることを示す書類を合わせて提出する。</p> <p>(2) 令和3年3月31日を含む事業年度の実施状況報告において、報告書に同感染症等の影響により同日までに事業の用に供することができなかった資産の設備名等を記載し、提出する。</p> <p>(3) 同感染症等の影響で令和3年3月31日までに事業の用に供することができなかった資産を事業の用に供した事業年度における実施状況報告にて、当該資産を事業の用に供したことを報告する。なお、対象資産は令和6年3月31日までに事業の用に供する必要がある。</p>
	<p>⑦ 7⑥(1)の事業実施計画書の変更届出の際、具体的にどのような書類を提出すればよいのか。</p>	<p>7③(2)の「本来であれば令和3年3月31日までに対象資産を事業の用に供する予定であった」ことを示す書類としては、契約書、当初の事業実施計画、工期・期日について合意されていることを証する書類等が挙げられる。</p> <p>また、7③(3)の「新型コロナウイルス感染症等の直接的な影響により、対象資産を事業の用に供することができなかったこと」を示す書類としては、（契約の相手方・取引先が作成する）同感染症の具体の影響により設備投資に係る工事等が遅れた旨を示す理由書、理由書の内容を証する書類（変更理由の記載のあるもの）、指定事業者及び取引先（納入事業者）の連名による納期変更に係る覚書、出入国制限・渡航制限・移動制限等があった旨を証する書類等が挙げられる。</p>

	Q	A
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置（続き）		
	<p>⑧ 7⑥(1)の事業実施計画書の変更届出はいつまでに提出すればよいのか。</p>	<p>変更が生じてから遅滞なく（遅くとも令和3年3月31日を含む事業年度の実施状況報告提出時まで）提出する必要がある。</p>
	<p>⑨ いつまでに事業の用に供する必要があるのか。事業の用に供するときまで、事業者の指定の有効期間が継続している必要があるのか。</p>	<p>令和6年3月31日までに事業の用に供する必要がある。また、事業の用に供するときまで、事業者の指定の有効期間が継続している必要がある。このため、7⑥(1)の事業実施計画書の変更届出の際に、必要に応じて、指定の有効期間を変更していただきたい。</p>
	<p>⑩ 確定申告において書類の添付は必要なのか。</p>	<p>確定申告において書類の添付は不要であるが、事業の用に供した事業年度における認定書及び実施状況報告書の写しについては税制の適用の前提となる書類であり、税務調査の際に必要となる場合があることから保存しておく必要がある。なお、確定申告の具体的な手続きについては、税務署に問い合わせ願いたい。</p>